



国民年金だより

一般的な国民年金に関するお問い合わせは……

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

月 曜 日 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火 ~ 金曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 : 00 まで相談をお受けします。

※祝日 (第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日はご利用いただけません。

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

○その他お問い合わせ先

郡山年金事務所

☎ 024-932-3434

役 場 住 民 課

☎ 55-3112



国保だより

国民健康保険制度はみなさんの保険税で支えられています。

保険税は滞納をせず、期日までに納めましょう。

納付せずに滞納してしまうと……

1. 督促を受けたり、延滞金に加算されます。



2. それでも納めないと

通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。



3. それでも納めないと

保険証を返還していただき、「被保険者資格証明書」が交付され、医療費を一度全額自己負担していただくことになります。

※ 上記措置のほか、預貯金・給与等の財産の差押えなどを行う場合もあります。

納付が困難な場合には、未納のままにせずに、税務課にご相談ください。

保険税の納付は金融機関での口座振替が便利です。口座振替を希望する方は、役場税務課・住民課にご相談ください。

○お問い合わせ先／住民課 ☎ 55-3112 税務課 ☎ 55-3113

林野火災・枯草火災を防ぐために

森林は、きれいな水を作り、山地災害の防止や二酸化炭素を吸収するなどの大切な機能を持っていますが、火災などで一度でも失われてしまうと、その機能を回復するまでに、膨大な年月が必要となってしまいます。

貴重な森林を守るために、次のことに注意し、林野火災等の予防にご協力をお願いします。

火入れの届け出について

「火入れ」とは、森林又は森林に接近している周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廢地などの土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことをいいます。

害虫駆除、焼畑などで火入れを行う場合には、事前に役場産業課の許可申請が必要です。

※家庭ごみの焼却は厳禁です！必ずごみステーションに出してください。

林野火災・枯草火災を予防するための留意点

1. 枯れ草など燃えやすいものがある場所では、たき火をしない。
2. たき火など火を使用するときは、その場を離れず、使用後は完全に消火する。
3. 風が強い日や乾燥している日は、たき火や野焼きをしない。
4. 消火器や水バケツなど消火の準備をしてから実施する。
5. 火が完全に消えるまで、その場を離れない。
6. たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消し、投げ捨てない。
7. 火遊びはしない。



注意！ ご自宅の住宅用火災警報器、電池は大丈夫ですか？

住宅用火災警報器は、設置が義務化されてから10年以上が経過しています！
電池切れアラームや作動確認異常の際は、本体交換をお勧めします！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が作動するよう、定期的に作動確認を行い、取り付けから10年を目安に本体交換を行うよう習慣づけましょう。



救命講習会の開催について

新型コロナウイルスの影響により5月開催予定の救命講習会はすべて中止となりました。

6月以降の開催についても現時点では未定となります。

講習会の詳細は平田分署へお問い合わせいただくか須賀川地方広域消防組合ホームページをご覧ください。

石川消防署平田分署 (☎ 55-2213 FAX 0248-94-2079) <http://www.sukagawa119.jp>